

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出をもとめます。

平成31年1月24日

1 業務概要

- (1) 件名 食の支援サポーター派遣事業実施委託
- (2) 契約期間 平成31年(2019年)5月7日
～平成34年(2022年)3月31日
(契約は単年度ごとに締結し、各年度において本契約に係る予算の配当があること及び履行実績が良好であることを契約締結の条件とする。)

(3) 目的

調理等を行う地域住民(食の支援サポーター)の派遣による食事支援を行うことにより、子どもの食に課題があり地域から孤立しやすい状況にある家庭に対し、本事業を通じて家庭が必要としている支援につなぐことで、子どもの心身の健康の増進及び家庭の生活の安定を図ることを目的とする。

(4) 業務内容

基本的な業務内容は以下のとおり。

①人材育成、面談及び管理

- ア 食の支援サポーター登録希望者への新規登録研修
- イ 食の支援サポーター登録希望者への面談及び管理
- ウ 食の支援サポーターの人材育成

②対象家庭の状況把握及び支援計画の策定・見直しへの参加

- ア 対象家庭の状況把握及び関係性の構築
- イ 支援計画の策定・見直しへの参加

③食の支援サポーターの派遣の調整及び派遣

- ア 食の支援サポーターの派遣の調整
- イ 食の支援サポーターの派遣

④関係機関への報告及び連携

- ア 食の支援サポーターからの報告
- イ 本件担当課への報告
- ウ 関係機関との連携

⑤食の支援サポーターへの食材費の支給及び管理

⑥食の支援サポーターへの活動費の支払い

⑦保険への加入

⑧予定数

派遣予定回数(時間数) 900回(2,700時間)(最大)

※対象家庭数:25世帯

※1回当たりの派遣時間は、最大3時間

※平成31年度(2019年度)は、原則として1対象家庭あたり上限36回

平成32年度(2020年度)以降は、原則として1対象家庭あたり上限48

回を予定

2 参加資格

申込み時点において、当事業の運営が可能であり、政治若しくは宗教活動を目的としない法人（以下、「法人」という。）で、次の各事項をすべて満たしたもの。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 平成26年度以降、自治体におけるヘルパー等派遣サービスやボランティア等のマッチング事業の受託実績があること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

4 審査

委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、提出書類の審査及びヒアリング審査をもとに、合議のうえ決定する。

(1) 書類審査

提出された書類に基づき審査を行う。

審査は選定委員会の各委員が行うものとする。

書類審査期間：平成31年3月11日（月）～3月25日（月）

(2) ヒアリング審査

選定委員会の委員によるヒアリング審査を行う。

ヒアリングは業務責任者を含む1名以上で参加すること。

ヒアリングの際に電子機器の使用、追加資料の提出等は受け付けない。

書類審査、ヒアリング審査の合計得点が最も高いものを選定事業者とする。

ヒアリング予定日：平成31年3月26日（火）または3月28日（木）

結果通知予定日：平成31年4月5日（金）

5 提案書を特定するための評価基準

審査については以下の基準により審査を行う。

(1) 提案書の内容については以下の基準により審査を行う。

- ①事業への理解度
- ②食の支援サポーターの管理体制や人材育成方法
- ③事業の実施内容及び実施方法
- ④食材費等の支給・管理体制
- ⑤報告書等の作成内容
- ⑥その他（個人情報保護、事故防止、苦情処理の対策等）

(2) 職員配置の内容は事業実施できる体制を組んでいるか。

- (3) 法人の経営状態は健全であり、本事業の受託に堪えられるものであるか。
- (4) 見積もりの金額、内容は妥当なものであるか。

6 手続き等

(1) 本件担当課

世田谷区子ども・若者部子ども家庭課切れ目のない支援担当

住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 区役所第1庁舎5階

電話：03-5432-2406

FAX：03-5432-3081

メールアドレス：SEA02413@mb.city.setagaya.tokyo.jp

※お問い合わせは、土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間：平成31年1月24日（木）より2月6日（水）正午まで
- ②場所：上記（1）に同じ。
- ③方法：上記担当課での手渡し、ホームページからのダウンロード
なお、土日・祝日はホームページのみとする。

(3) 事業者向け説明会の開催

- ①日時：平成31年2月4日（月）午後2時～
- ②会場：世田谷区役所第1庁舎地下1階 中庭地下会議室（世田谷区世田谷4-21-27）
- ③申込み方法：平成31年1月31日（木）までに、上記（1）本件担当課まで所定の様式FAXにて送信すること。なお、送信後は確認の電話をすること。
- ④質疑：説明会における当日質疑の概要については、平成31年2月13日（水）までに区ホームページに公開する予定

(4) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

- ①期限：平成31年2月6日（水）正午必着
- ②場所：上記（1）に同じ。
- ③方法：所定の様式に記入し、指定された必要書類を添付の上、持参または郵送

(5) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

- ①期限：平成31年3月8日（金）正午必着
※ただし、提案書に添付する財務諸表については、平成31年2月22日（金）までに提出すること。
- ②場所：上記（1）に同じ。
- ③方法：所定の様式に記入し、指定された必要書類を添付の上、持参または郵送

(6) ヒアリングの実施について

実施日、実施場所、実施内容等については、招請通知発送以降に通知する。
※平成31年3月26日（火）または3月28日（木）を予定している。

(7) 審査結果通知

平成31年4月5日（金）に文書で通知する（予定）

7 スケジュール

説明書交付期間	1月24日（木）～2月6日（水）正午
事業者向け説明会申込締切	1月31日（木）

事業者向け説明会	2月4日（月）
参加表明書の受領期限	2月6日（水）正午
質問提出期限	2月8日（金）
招請通知発送	2月8日（金）
質問回答	2月13日（水）
企画提案書受領期限	3月8日（金）正午
書類審査期間	3月11日（月）～3月25日（月）
ヒアリング審査	3月26日（火）または3月28日（木）
結果通知	4月5日（金）

8 その他

- (1) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とする。
- (3) 企画提案書等の提出書類を郵送で提出する場合、未着・遅延については、理由の如何にかかわらず、区では責任を負わない。
- (4) 提出された企画提案書は原則として返却しない。ただし、提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定された企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (5) 企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した業務責任者は、原則として変更できない。ただし、病気、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であるとの区の了解を得なければならない。
- (6) 企画提案書の選定後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (7) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 契約保証金は免除する。
- (9) 契約にあたっては、契約書を作成する。
- (10) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を、当該業務の委託契約の相手方と締結する予定はある。（平成32年度（2020年度）、平成33年度（2021年度）同契約。ただし、食の支援サポーターの派遣予定回数（時間数）については、平成31年度（2019年度）の利用状況を参考に変更となる予定。）
- (11) 関連情報を入手するための紹介窓口は、下記本件担当課と同じ。
- (12) 区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。
- (13) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (14) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的とし、区は契約の際、提案書の内容に拘束されないものとする。
- (15) 詳細は説明書による。